

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
C

第1設問1

1 Bが甲を所有するとして所有権移転登記手続を請求している。これが認められるためには、①Bが甲を所有すること、②Dが甲の所有権移転登記を有すること、が必要である。

5 2 (1) Bは甲を2002年6月30日から2022年6月30日まで「甲」を占有している。また、Bは甲の所有の意思、平和公然に占有を推定され(民法(以下法名省略)186条1項)、推定を覆す事情もない。Bは甲の所有権移転登記の意思表示(14条)もしている。そのため、Bによる甲の所有権取得は認められる。

* 1

(2) そうだとしても、Aの妻であるCが甲をDに売却しているが、BはDに対して登記なくして甲の所有を主張できる。

15 Cは、2021年12月20日に甲をDに売却している。そこで、Dは時効完成前の第三者にあたる。

ア 時効取得は、原始取得であって承継取得ではない。しかし、原所有者から新所有者に所有がうつる場合と同視でき、時効完成前の第三者と時効取得者は、物権変動における当事者と同視できる。そのため、時効取得者は時効完成前の第三者に対し登記なくして主張できる。

イ 本件でも、BはDに対して登記なくして甲の所有を主張できる。

* 2

25 (3) 以上より、Bは甲を所有している(①充足)。

3 Dは、甲について所有権移転登記を有している(②充足)。

4 DはBの請求を拒むことはできない。

ページ
裏面へ

第2 設問2

1 (1)について

(1) CはEに対して、丁建築物の引渡しと丙土地の明渡しを請求している。これが認められるためには、① Cが丙土地を所有していること、② Eが丁建築物を建設し丙土地を占有していることが必要である。

事であるCはAを単独で所有しており、Aは丙土地を所有していたことから、Cは丙土地を所有している(①充足)。

Eは、Fが丙土地上に建築した丁建築物を所有し丙土地を占有している(②充足)。 * 3

(2) したがってEも、Cの請求は権利濫用(1条3項)にあつてはと主張する。

しかし、Eは事実上の夫婦関係にある。 * 4

しかし、Eは事実上の夫婦関係にある。夫婦期間が5年とは比較的短い。ACは離婚を望んでおらず、別居していたとしても、Cの専断配属者としての権利を犠牲にしてまでEを保護すべき事情はない。よって、Cの請求は権利濫用にあつてはと主張する。

(3) Eも請求を拒むことはできない。

2 (2)について

(1) CはEに対して、丁建築物の引渡しと丙土地の明渡しを請求している。これが認められるためには、① Cが丙土地を所有し、② Fが丁建築物を丙土地を占有していることが必要である。

上述のように①は認められる。Fは賃貸借人として丁建築物と丙土地を占有しており、②は認められる。

(2) これに対し、Eは、EF間の賃貸借により占有権限を有していると反論する。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

* 5

ア) また、内工世の管理費処分については本審限内とならな
 ので、EF間の貸貸代替手数料は無、本審代理(11条)
 である。

イ もっとも、761条により賃貸^{イテ}^{イモ}借契事タの効果ハCに
5 帰属シ^{イカ}。イカ。

内縁面を偶者と見、婚姻にないが社会通念上大婦生活と認めざることをいうので、761条は内縁面を偶者にも類推して適用せらるゝと考える。

10 ~~これは、主として~~ 本件においては、 f が A の死を知らず
~~夫が~~ A に ~~間~~ 天婦の契約を f と A といわれれば、761条が
類推適用されると考える。

不動産の売買は、通常夫婦の家事行為に、又
Q12は、76条の2類推適用ではない。

エ といえ、取引の安全と夫婦別姓あり。(260条)
15 の土地から、当該夫婦夫婦の日常の家事に
関するに、正当な理由があれば、176条の趣旨を
類推適用できる。

しかし、事件としては上記と異なり、~~た~~たはたない。

④(3) もはこの請求を拒否することによってよい。

以生

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

杉井英昭

1. 「推定」は立証の問題であるので、要件を満たすかどうかは、事実を引用して評価をすることであてはめを行う必要がある。「推定され覆す事情もない」では事実をあてはめたことにならない。
2. 流れがよく、検討も端的でよい。
3. 丁建物は F が所有している。
4. いきなり C 側の再反論の検討に入っている。そうではなく、E の権利濫用の主張を基礎づける根拠から始める必要がある。
5. E は C を代理したわけではないから無権代理でないことは明らかである。代理概念について基本的な理解が誤っていると思われる記述であるので要注意。

総評：

法律文書の書き方については意識されているように見受けられる。

また、主張が思いつかない場合でも権利濫用を主張して頑張ろうとする姿勢は良い。

基本的な概念については正確に理解することが求められる。